

個人情報保護制度

個人情報保護制度は、「土浦市個人情報保護条例」に基づき、皆さんが、市が保有している自分の個人情報を見たり、その個人情報に事実の誤りがある場合に、その訂正などを請求することができる仕組みです。

個人のプライバシーの保護を図るとともに、公正で信頼される市政の推進に資することを目的としています。

◆請求ができる方

自分に関する個人情報についての請求であれば、あなたでもすることができます。また、未成年者または成年被後見人の法定代理人は、本人に代わって請求することができます。

◆請求の方法

請求の内容に応じて、所定の請求書を情報公開室に提出してください。その際、本人またはその法定代理人であることを証明できる運転免許証、パスポートなどの身分を証明するものを提示または提出してください。

◆開示請求に対する決定

請求書を受理した日の翌日から起算して14日以内(30日を限度として延長する場合があります)に開示するかどうかを決定し、書面で通知します。

なお、次のような個人情報は、開示できないことがあります。

- (1) 請求者以外の者の個人情報を含み、その者の権利利益を侵害することになると認められる個人情報
- (2) 個人の評価などに関する個人情報であって、当該評価などに著しい支障を及ぼすおそれのある個人情報
- (3) 市が行う事務事業の公正かつ適切な執行に著しい支障が生じるおそれのある個人情報

開示されることが決定した場合には、あらかじめ請求者と協議のうえ、お知らせした日時、場所において、個人情報の閲覧、視聴またはその写しの交付により開示を行います。この際、本人または法定代理人であることを証明できる運転免許証、パスポートなどの身分を証明するものを提示または提出してください。

◆訂正請求に対する決定

請求書を受理した日の翌日から起算して30日以内(60日を限度として延長する場合があります)に訂正するかどうかを決定し、書面で通知します。

◆削除請求に対する決定

請求書を受理した日の翌日から起算して30日以内(60日を限度として延長する場合があります)に削除するかどうかを決定し、書面で通知します。

◆公開の方法

お知らせした日時に情報公開室で、情報の閲覧・視聴または写しの交付により行います。

◆不服申立て

開示請求、訂正請求および削除請求に対する決定に対し不服があるときは、行政不服審査法に基づく不服申立てをすることができます。

◆平成20年度の運用状況

1 個人情報を取り扱う事務の数 (単位:件)

市長部局	市長公室	39	教育委員会	120
	総務部	44	選挙管理委員会	9
	市民生活部	101	監査委員	4
	保健福祉部	180	農業委員会	5
	産業部	40	固定資産評価審査委員会	1
	建設部	53	消防長	38
	都市整備部	59	議会	7
	会計課	4	合計	704
	小計	520		

2 開示請求の状況 (単位:件)

実施機関	件数	内容
市長部局 都市整備部	1	融資見込証明書
消防本部	1	救急活動記録票
合計	2	

3 開示請求に対する決定の状況 (単位:件)

	開示	一部開示	非開示	不存在	合計
合計	0	2	0	0	2

4 口頭による開示

土浦市職員採用試験(第1次試験および第2次試験)における総合得点および順位(第1次試験の結果については、不合格者に係るものに限る。)については、その内容が定型的であらかじめ開示に関する判断を一律的に行うことができ、一度に多くの請求が見込まれるものであることから、特例として口頭による開示請求が認められています。

平成20年度中にあった口頭による開示請求の状況は、次のとおりです。

	開示請求期間	開示請求者数
第1次試験	平成20年10月16日 ～11月17日	24人(受験者総数 339人)
第2次試験	平成20年11月19日 ～12月18日	15人(受験者総数 93人)